

平成 26 年 4 月 24 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 4 月 24 日（木）開会：午前 9 時 30 分 閉会：正午

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 大石伸雄（政新会）

八木米太郎（蒼士会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

山田ますと（公明党議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、嶋田克興議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

なし

6 一般傍聴者

なし

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進について、協議しました。

まず、議会活性化・透明化促進のために行いたい項目（インターネット中継、議場の対面方式、資料の映像化（IT化）、本会議のTV中継、議会だよりの拡充、法制担当の専門職員の確保、控室のセキュリティの向上）について、項目ごとに各派で優先順位の点数を付けた結果を各委員に説明しました。

次に、本会議のTV中継について、事務局から山口県周南市で実施されているケーブルテレビによる議会中継の説明がありました。インターネット中継と本会議のTV中継については、個別に検討するのではなく、ある程度同時並行で議論していくこととし、次の委員会（5月9日）までに、ケーブルテレビにおける議会中継の実施方法と必要経費について参考となる資料などの情報収集を政新会にお願いし、各派にも参考となる資料があれば別途提出をお願いしました。

次に、議場の対面方式について、本年9月定例会までに実施が予定されている議場音響設備の経年劣化に伴う工事の施工に伴い、将来、対面式演台の設置の妨げにならないよう、工事の施工と今後の議論の進め方について、各派の意見を聴取しました。協議の結果、この際、近い将来に対面式演壇設備を設置することを確認するとともに、議場の中央第一列の4席を近い将来対面席とすることを決め、その運営や予算の有無など必要なことを今後協議することで各派の意見が一致しました。また、各委員は対面式演台を作る場合にどのようなものがよいと思われるかについて持ち帰り、次の委員会までに意見を用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

(2) 常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、協議しました。

常任委員会の数を5とした場合に、より深い審議をし、議会の責任を果たしていくためにはどのようなことをすれば良いのかについて、14項目の提案に対する各派の賛否等の意見と、今回新たに提出された5項目の提案に対する補足説明等を聴取しました。

協議の結果、14項目の提案のうち賛成意見がなかった「会派もしくは個人の持ち時間制にする」の提案は取り下げとなり、各委員は新たな5項目の提案について持ち帰り、次の委員会までに各派の賛否等の意見を用意することとなりました。

また、仮に常任委員会を5委員会とする場合の実施時期については、議論が複雑化していること、不確定要素が多く含まれていることなどから、本年の6月からの実施は難しいため、次任期からの実施を目指して今後も議論を進めていくこととなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

(3) 議長の事実上の任期について

議会役職にかかる議長の事実上の任期について、慣例による議長の1年交代を見直すのかどうかについて協議しました。

現状を見直し、折衷案（議長職の任期については、慣例によるほか、議員の同一任期（最長で4年）中、1回に限り、同じ議員が就任することができる。）による申し合わせをすべきとする4会派と、申し合わせに反対（現状維持）とする2会派の意見が分かれた状況であるため、現状にどのような問題点があるのか、申し合わせをするとどのような不都合が生じるのかについて、議論を行いました。

これから色々と変化していく時代の準備として、どのようにすべきであるかということも含めて、各委員は再度会派に持ち帰り、申し合わせに対する賛否や新しい提案等を検討しておくこととし、次回の委員会でも引き続き協議することとされました。

(4) 議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、「議会役職」の小理念について、原案及び4つの対案に対する各派の賛否等の意見を聴取しました。各委員は、「広報及び意見募集」の小理念及び「視察」の小理念を含めた3つの小理念について持ち帰り、原案及び各対案のうち、どれが一番適切であるかについて、次の委員会までに意見を用意することとなりました。

次に、これまで仮の章立てとして、11の理念について協議を行ってききましたが、

改めてこの段階で、他の先進的といわれる自治体も参考にして、不足している概念がないかについて確認してみようことを各委員に提案しました。各委員は、次の委員会までに、足りない概念及び別途入れなければならない概念がないかを確認し、意見を用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

次回以降の委員会の日程

平成 26 年 5 月 9 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

平成 26 年 5 月 20 日（火）午後 4 時 00 分～午後 6 時 30 分

平成 26 年 6 月 4 日（水）午前 9 時 30 分～正午

以 上